



# 赤ちゃんが生まれてから

最新の情報は  
こちらから  
ご覧ください



赤ちゃんが生まれてから

赤ちゃんが生まれてから

## 出生届

お子さんが生まれた日を含めて14日以内(国外で生まれた場合は3か月以内)に届出をします。

- 届出人** 父または母
  - 届出場所** 父母の本籍地か所在地またはお子さんが生まれた場所の市区町村役場  
さいたま市に届出する場合は、各区役所区民課または各支所(夜間・休日は各区役所の夜間休日受付窓口)
  - 必要なもの**
    - 出生届書及び医師発行の出生証明書(出生届書の右半分が証明欄になっています。)
    - 母子健康手帳(なくても手続きは可能ですが、後日窓口へ持参してください。)
    - 届出人の印鑑(朱肉使用の印。届書の押印は任意ですが、他のお手続きに必要な場合があります。)
- ※市内在住で、出生届出後に児童手当(P8)や子育て支援医療費助成(P8)等の申請をされる方は、各該当ページよりあらかじめご確認の上、お手続きください。
- 問合せ** 区役所区民課戸籍係 ☎ P41

## 先天性代謝異常等検査

出産した医療機関等で生後4~6日目に検査を受けます。

- 手続き** 出産した医療機関等で申込み。
- 費用** 検査料は公費負担ですが、赤ちゃんの血液を採取する際の費用は自己負担となります。
- 問合せ** 保健所地域保健支援課 ☎ 048-840-2218 FAX 048-840-2229

## 新生児聴覚検査助成事業

- 対象** 新生児聴覚検査を受検する時点で、さいたま市に住民票がある母から出生した赤ちゃん
- 手続き** 医療機関に助成券を提出、または、利用できなかった場合は償還払い対応
- 対象検査と助成上限額**  
初回検査1回のみ助成(AABR 上限5,000円、OAE 上限1,500円)  
※助成額を超えた分は、自己負担となります。
- 問合せ** 保健所地域保健支援課 ☎ 048-840-2218 FAX 048-840-2229  
各区役所保健センター ☎ P41

## 産婦健康診査

産婦健康診査受診に要する費用の一部を助成します。(基本的な健診とこころの健康チェックの両方の実施が必要)

- 対象** さいたま市民であり、産婦健康診査を受診される産婦の方
- 時期・回数** 出産後概ね1か月程度に実施した健診を対象とし、産婦1人につき、1回
- 助成金額** 上限5,000円  
※助成額を超えた分は、自己負担になります。
- 健診項目** 基本的な健診/こころの健康チェック(両方の実施が必要です。)
- 手続き** 医療機関に助成券等の必要書類を提出  
※さいたま市と契約していない医療機関等で受診され、受診後償還払制度を利用する場合は、受診時に「市からのお願い」の封書が必要となります。  
※医療機関等によっては利用できない場合があります。
- 問合せ** 保健所地域保健支援課 ☎ 048-840-2218 FAX 048-840-2229

## 産婦・新生児訪問

助産師または保健師が訪問し、育児その他の相談に応じます。

- 対象** 生後1~2か月くらいまでの赤ちゃんとその母親(里帰り出産で期間内に市内に滞在中の方も含まれます。)
- 手続き** ①生後1か月頃までに母子健康手帳(別冊)に添付されている出生連絡票の訪問希望「有」に○印をして投函するか、お住まいの区の保健センターへ電話で連絡。  
②他市町村へ里帰りしている方は里帰り先の保健センター等へ、直接連絡。  
※土・日・祝休日・年末年始(12/29~1/3)は除きます。
- 費用** 無料
- 問合せ** 区役所保健センター ☎ P41

## 育児学級

育児についてお友達作りをしながら楽しく学び、遊びを通して親子のふれあいを深める教室です。

- 対象** おおむね2か月~3か月の赤ちゃんとその保護者
- 費用** 無料
- 問合せ** 区役所保健センター ☎ P41

## 産後ケア

- 対象** 産後ケア事業利用当日、さいたま市に住所があるお母さんと赤ちゃんで、次の①②いずれにも該当する方(医療行為が必要な方は利用できません。)  
①ご家族等から育児などの支援を十分に受けられない方  
②産後に、心身の不調や育児不安などがある方  
妊娠8か月(妊娠28週以降)から申請可

種類	早期(訪問型)	あんしん(訪問型)	デイサービス型(日帰り)	宿泊型
利用できる時期	生後28日以内 もしくは赤ちゃんの退院後2週間以内	概ね生後4か月未満まで ※産後・新生児訪問利用後	※施設によって異なりますので、詳しくは市ホームページ等でご確認ください。 例:生後4か月未満まで 例:生後1歳未満まで	
利用料(1回・1日あたり) ※一般世帯	2,700円	450円	5,000円	6,800円 (1泊2日の場合13,600円)
利用上限	1回の出産で「訪問型」「デイサービス型」「宿泊型」を通算して7回(日)まで利用可能。ただし、「訪問型」のみ3回(日)まで利用可能。 ※例1:早期訪問型1回+あんしん訪問型1回+宿泊1泊2日=通算4回(日)利用→残3回(日)(ただし、訪問型はあと1回のみ利用可能) ※例2:早期訪問型1回+あんしん訪問型2回=通算3回(日)利用→残4回(日)(ただし、デイサービス型・宿泊型のみ利用可能)			

- ※赤ちゃんがふたご・みつごなどの場合も金額は変わりません。
- ※市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、減免制度があります。
- 問合せ** 区役所妊娠・出産包括支援センター ☎ P41

## あおぞらサービス

地域の方々の協力を得て、家事のお手伝いなどの在宅福祉サービスを提供します。

- 対象** 生後1か月未満の乳児を養育している方

## ハローエンゼル訪問

エンゼル訪問員(民生委員・児童委員や主任児童委員、保健愛育会員など)が訪問し、子育てに関する情報提供・不安や悩みの相談などを行います。

- 対象** 生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭のうち、産婦・新生児訪問等を利用しなかった家庭
- 費用** 無料
- 問合せ** 子育て支援政策課 ☎ 048-829-1906 FAX 048-829-1960

### エンゼルコーディネーターからのメッセージ

子育て経験豊かなエンゼル訪問員が、さいたま市からの誕生記念品を持参して、生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を訪問しています。

訪問時には、子育てについて不安なことや悩みごとのご相談もお受けしていますので、お気軽にお声がけください。



**赤ちゃんが泣きやまない 泣きへの理解と対処のために**

赤ちゃんが泣きやまずにイライラしてしまうことがあるかもしれませんが、赤ちゃんを揺さぶってはいけません。大変危険です。赤ちゃんの泣き方の特徴と、泣きやまないときの対処法について、動画でご紹介しています。

赤ちゃんが泣きやまない 厚生労働省

**ワンポイントアドバイス**

**こんなとき頼りになる助産師さん**

助産師さんは、女性と赤ちゃんの健康を支える専門家です。

**電話相談**

一般社団法人埼玉県助産師会  
「子育て・女性健康支援センター」  
☎ P31へ

**母乳育児相談など**

埼玉県助産師会さいたま市地区開業助産師  
地域の開業助産師が乳房マッサージ等のケアを提供します。  
さいたま子育てWEB ▶知りたい▶ 赤ちゃんが生まれてから

QRコード

要申請、審査あり

要申請、審査あり